#### 茨木市講座等における出前型一時保育事業実施要綱

(目的)

- 第1 この要綱は、市又は市民が主催する講座及び事業(以下「講座等」という。)の開催時その他市長が必要と認める場合に保育に従事する職員(以下、「保育従事職員」という。)を派遣して行う一時的保育(以下「出前型一時保育」という。)を実施することにより、子育て中の市民の社会参加を促進することを目的とする。(対象者)
- 第2 出前型一時保育の対象者は、第3に規定する講座等に参加する保護者が養育する1歳から小学校就学前までの幼児とする。
- 2 前項に定める者のほか、次の各号に定める講座等を実施する場合は、当該各号に 定める者を対象者に加えることができる。
  - (1) 講座等のうち審議会及びこれに類する会議 小学校1年生から小学校3年生までの児童
  - (2) その他市長が必要と認める講座等 生後3か月以上1歳未満の乳児及び小学校1年生から小学校3年生までの児童
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する乳児、幼児及び児童 を対象者としない。
  - (1) 感染症等の疾患があると認められたとき。
  - (2) その他市長が不適当と認めたとき。

(対象となる講座等)

第3 出前型一時保育の対象となる講座等は、次の表の左欄に掲げる主催者が右欄に 掲げる場所において実施する講座等とする。

エ46 ) 90
実施場所
茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」
茨木市役所庁舎内
茨木市立いのち・愛・ゆめセンター
茨木市立男女共生センター ローズWAM
茨木市福祉文化会館
茨木市市民総合センター
茨木市立障害福祉センター ハートフル
茨木市保健医療センター
茨木市立コミュニティセンター
茨木市立生涯学習センター きらめき
茨木市立保育所
茨木市立公民館
茨木市立上中条青少年センター

2 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認める講座等において、出前型一

時保育を実施することができる。

(利用定員)

- 第4 出前型一時保育の利用定員は、講座等1回当たり15人以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、茨木市が主催する講座等で市長が特に必要と認めたものについては、利用定員を増員することができるものとする。

(利用日時等)

- 第5 出前型一時保育を利用できる時間は、次に掲げる講座等の区分に応じ、当該各 号に定める日の午前9時から午後5時までの間の2時間以内とする。
  - (1) 茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」において実施する講座等 茨木市文 化・子育て複合施設「おにクル」の開所日
  - (2) 茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」以外の場所において実施する講座等 月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月28日か ら翌年1月4日までを除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる講座等のうち茨木市が主催する講 座等で市長が特に必要と認めたものについては、同項に規定する利用日時以外の日 時においても出前型一時保育を利用できるものとする。

(出前型一時保育利用団体の登録)

- 第6 出前型一時保育利用団体として登録を受けようとする団体は、出前型一時保育利用団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定により登録を受けた団体は、登録内容に変更が生じたとき又は登録を 廃止しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 第7 出前型一時保育を利用しようとする講座等の主催者は、指定された期日までに 出前型一時保育利用申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。 (利用の決定)
- 第8 市長は、第7の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、利用対象 となる講座等であると認めたときは、申請者に対し出前型一時保育利用決定通知書 (様式第3号)により通知する。

(変更及び中止の届出)

第9 第8の規定による利用決定を受けた主催者は、申請内容に変更が生じたとき又は出前型一時保育の利用を中止するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(実費徴収金)

- 第10 市長は、出前型一時保育のサービスを受ける乳児、幼児及び児童の保護者から、 実費として当該出前型一時保育に必要とする費用を保育利用時に徴収する。
- 2 前項の実費徴収金は、講座等の開催設定時間によるものとし、最初の1時間が100円、以後30分ごとに50円を加算した額とする。
- 3 既納の実費徴収金は、還付しない。ただし、主催者又は保護者の責めによらない 理由により出前型一時保育を利用することができなくなったときは、その全部又は

- 一部を還付することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、特別の理由があると市長が認める場合は、当該出前型一時保育に必要とする費用を減額し、又は免除することができる。

(保育従事職員)

第11 出前型一時保育に従事する保育従事職員は、保育士資格を有する者又は保育活動経験者とする。

(保育従事職員の派遣)

- 第12 市長は、第8の規定により出前型一時保育の利用を決定したときは、当該出前型一時保育の実施に必要な保育従事職員を派遣するものとする。
- 2 派遣された保育従事職員のうち市長が指名する者は、出前型一時保育が終了した 際、出前型一時保育完了報告書(様式第4号)を作成するものとする。
- 3 市長は、茨木市立男女共生センターローズWAM講座等開催時における一時保育 実施要綱(平成21年10月1日実施)又は茨木市立生涯学習センターきらめき一時保 育実施要綱(平成21年10月1日実施)に基づく一時保育(第13第1項において「他 制度の一時保育」という。」)の実施に当たり、保育従事職員の応援が必要と認め るときは、出前型一時保育に従事する保育従事職員を派遣することができる。

(他制度との調整)

- 第13 講座等の主催者は、他制度の一時保育が利用できる場合には、出前型一時保育 を利用できないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、茨木市が主催する講座等で市長が特に必要と認めたものについては、出前型一時保育を利用できるものとする。

(指示)

- 第14 市長は、出前型一時保育の利用に対し、必要な指示をすることができる。 (利用の取消し等)
- 第15 市長は、出前型一時保育の利用決定を受けようとする主催者あるいは受けた主催者が次の各号のいずれかに該当するときは、出前型一時保育の利用決定をせず、若しくは利用決定を取り消し、又は利用を中止させることができる。
  - (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 虚偽その他不正な行為により出前型一時保育の利用決定を受け、又は受けようとしたとき。
  - (3) 出前型一時保育の利用について、市長の指示に従わなかったとき。
  - (4) その他市長が不適当と認めたとき。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、出前型一時保育の実施について必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年10月1日から実施する。

(準備行為)

2 出前型一時保育の利用の申請及び決定これらに関し必要な手続その他の準備行為は、平成21年9月1日以後この要綱の実施前においても行うことができる。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年6月24日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式 による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨 げない。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市講座等における出前型一時 保育事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の 間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市講座等における出前型一時 保育事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の 間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月26日から実施する。ただし、第3の表中子ども健康センターを削る改正規定については、令和5年11月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市講座等における出前型一時 保育事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の 間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附則

この要綱は、令和6年1月10日から実施する。

#### 出前型一時保育利用団体登録申請書

## (申請先) 茨木市長

茨木市講座等における出前型一時保育事業実施要綱第6に基づき、次のとおり申請 します。

							登録番号	No.
曲	団体の名称							
請	フリガナ 代表者氏名							
者	代表者連絡先	住 所電話番号		茨木市				
設	立 年 月 日		年	月	日	活動実	績年数	年
活	·動目的							
活	動内容							
偐	着 考							
注意事項 1 登録申請後に変更が生じたときは、又は登録を廃止しようとするときは、速やかに届け出てください。 2 年度毎の更新が必要となるので、更新を希望される場合は、手続きをしてください。 3 営利・宗教・政治活動目的の団体は対象外となります。  受付印  受付印								

 第
 号

 年
 月

 日

(申請先) 茨木市長

住 主催者名 代表者名 連 絡 先

## 出前型一時保育利用申請書

茨木市講座等における出前型一時保育事業実施要綱第7に基づき、次のとおり申請します。

1 講座等の名称

2 実施日時 年 月 日()

時 分から 時 分まで

3 実施場所等 【実施場所】名 称

所在地

連絡先

【保育場所】名 称

広さ

4 保育年齢及び人数 歳~ 歳 人

5 利用時間 時 分から 時 分まで

 第
 号

 年
 月

 日

様

茨 木 市 長

印

## 出前型一時保育利用決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました件について、茨木市講座等における出前型 一時保育事業実施要綱第8に基づき、次のとおり決定します。

1 講座等の名称

2 実施日時 年 月 日()

時 分から 時 分まで

3 実施場所等 【実施場所】名 称

所在地

連絡先

【保育場所】名 称

広さ

4 保育年齢及び人数 歳~ 歳 人

5 利用時間 時 分から 時 分まで

- 6 その他
  - (1) 講座等が変更及び中止となった場合は、速やかに届け出てください。
  - (2) 虚偽その他不正行為等による申請の場合は、利用決定を取り消します。

# 出前型一時保育完了報告書

# 報告者

講座等の名称							
講座等の日時	年	月	日 (	) 時	分~	時	分
講座等の実施場所							
保育日時	年	月	日 (	) 時	分~	時	分
保育場所							

	保護者氏名	幼児氏名	年齢		出欠	体温	特記事項
1			歳	月	出・欠		
2			歳	月	出・欠		
3			歳	月	出・欠		
4			歳	月	出・欠		
5			歳	月	出・欠		
6			歳	月	出・欠		
7			歳	月	出・欠		
8			歳	月	出・欠		
9			歳	月	出・欠		
10			歳	月	出・欠		
11			歳	月	出・欠		
12			歳	月	出・欠		

従事保育従事職員名	(勤務時間	時	分~	時	分)	

主催者		担当者	
確認欄		確認欄	